

政令指定土壤改良資材の概要

種類	説明	基準	用途(主たる効果)
泥炭	地質時代にたい積した水ごけ、草炭等	乾物100g当たりの有機物の含有量20g以上	土壤の膨軟化※1 土壤の保水性の改善※1 土壤の保肥力の改善※2
パークたい肥	樹皮を主原料とし、家畜ふん等を加えたい積、腐熟させたもの	肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第2項の特殊肥料又は肥料取締法施行規則(昭和25年農林省令第64号)第1条の2第1項第6号若しくは第7号の普通肥料に該当するものであること	土壤の膨軟化
腐植酸質資材	石炭又は亜炭を硝酸又は硝酸及び硫酸で分解し、カルシウム化合物又はマグネシウム化合物で中和したもの	乾物100g当たりの有機物の含有量20g以上	土壤の保肥力の改善
木炭	木材、ヤシガラ等を炭化したものの粉		土壤の透水性の改善
けいそう土焼成粒	けいそう土を造粒して焼成した多孔質粒子	気乾状態のもの1ℓ当たりの質量700g以下	土壤の透水性の改善
ゼオライト	肥料成分等を吸着する凝灰岩の粉末	乾物100g当たりの陽イオン交換量50mg当量以上	土壤の保肥力の改善
バーミキュライト	雲母系鉱物を焼成したもの 非常に軽い多孔性構造物		土壤の透水性の改善
パーライト	真珠岩等を焼成したもの 非常に軽い多孔性構造物		土壤の保水性の改善
ベントナイト	吸水により体積が増加する特殊粘土	乾物2gを水中に24時間静置した後の膨潤容積5mL以上	水田の漏水防止
V A 菌根菌資材	土壤中の微生物である菌根菌の一つで、カビの仲間。のう状体(vesicule)、樹枝状体(arbuscule)の頭文字をとってV A 菌根菌と表現されている。	共生率が5%以上	土壤のりん酸供給能の改善※3
ポリエチレンイミン系資材	アクリル酸・メタクリル酸ジメチルアミノエチル共重合物のマグネシウム塩とポリエチレンイミンとの複合体	質量百分率3%の水溶液の温度25℃における粘度10ポアズ以上	土壤の団粒形成促進
ポリビニルアルコール系資材	ポリ酢酸ビニルの一部をけん化したもの	平均重合度1,700以上	土壤の団粒形成促進

※1 有機物中の腐植酸の含有率が70パーセント未満のもの

※2 有機物中の腐植酸の含有率が70パーセント以上のもの

※3 植物が吸収することのできる土壤中のりん酸(有効態りん酸)が増加すること